

※新聞記事のレイアウトを変更しております。

【質問】10月1日から、紹介状を持たずに大病院を受診すると窓口負担費用が増えたと聞きました。詳しく教えてください。(56歳、会社員)

紹介状ないと窓口負担増

【回答】2016年4月の診療報酬等改定で「初期治療は地域の医院・診療所(かかりつけ医)、高度・専門治療は病院」という医療機関相互の役割分担と業務連携の推進を目的として、紹介状を持たない患者が定められた大病院を受診する際に、「選定療養費」という追加料金を徴収する制度ができました。今年4月の同改定で、10月1日から同療養費を徴収する病院の数が拡大し、料金も今までより高くなりました。



扱う「紹介受診重点医療機関」のうち、一般病床200床以上の病院も

特定機能病院は高度医療の提供や技術開発、研修を実施する能力を備え、県内では長崎大病院(長崎市)がこれに当たります。地域医療支援病院は県内11カ所が指定を受けています。紹介受診重点医療機関は、医療法に基づき本年度

医療機関の役割分担推進 まずはかかりつけ医で受診を

これまでは公立・公的病院や大病院などの「特定機能病院」と、診療所と連携する「地域医療支援病院」のうち一般病床200床以上の病院が対象でした。本年度改定では新たに、かかりつけ医などからの紹介患者の外来診療を専門的に

対象に加われました。また、選定療養費は初診で5,500円から7,700円、再診で2,750円から3,300円(いずれも税込み額)に引き上げられました。ただし、救急や特定の条件を満たす場合には免除されます。

から行われる「外来機能報告」を踏まえ、都道府県が公表します。最初の公表は来年3月頃の予定です。病院を受診する際には注意してください。医師会としても、重篤で緊急を要すると思われる病状以外は、まず近

所の医院・診療所を受診していただきたいと考えています。日頃は医療機関にかかる機会が少ない人も、健康診断や予防接種などを通じて、いつでもどんなことでも相談できる、かかりつけ医をつくり、いきなり大病院受診は控えてください。

今回の新型コロナウイルス感染症流行で、日本の医療の脆弱性(ぜいじゃく)が露呈しました。「いつでも」「だれもが」「どこでも」同じ医療を受けることができ医療制度は、わが国が世界に誇れるものの一つですが、国民が利用法を間違えたと崩壊してしまっています。そのことを理解していただき、今回の制度改定について考えていただければと思います。(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。